

都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める
意見書

令和2年（2020年）3月31日、東京都は都立病院・公社病院の地方独立行政法人化を令和2年（2020年）度内に行うとした新たな病院運営改革ビジョンを発表した。東京都医療公社6病院を全て東京都の直営から東京都が直接関与できない地方独立行政法人に切り替えるという内容である。

新型コロナウイルス感染症への対応を最初に行ったのが都立病院・公社病院である。東京都内の感染症指定病院は15病院118床であり、そのうち80床を都立病院・公社病院の4病院が占めている。また、都立病院は民間では採算が取れず運営困難な感染症医療、災害対策医療、救急医療、高度医療、周産期医療、難病医療、小児医療などを行政的医療として行ってきた。また、感染症対策では高額備品や設備の準備、医療従事者の訓練などが平時から行われているため、緊急時の早急な対応が可能であり、都民の命と暮らしを守り、地域医療を支える重要な役割を果たしてきた。

地方独立行政法人化は、補助金の削減による患者・利用者負担の増加と、採算の悪化による感染症医療や難病医療などの行政的医療の著しい低下が危惧されている。

新型コロナウイルス感染症では、知事が都立病院・公社病院に対応を直接指示することができたため、早急に医療体制の整備が行われた。しかし、地方独立行政法人になると新たな感染症が発生した場合、東京都ができるのは、依頼や要請となるため、対応に遅れが生じかねず、都民の命と暮らし、健康を守ることは困難になる。

新型コロナウイルス感染症が収束せず、今後の拡大が危惧される中、安心して医療に専念できる支援が求められている。

よって狛江市議会は東京都に対し、都立病院・公社病院の独立行政法人化を中止し、地域医療の充実を図ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月22日

東京都狛江市議会

令和2年12月22日原案否決